

計画策定の趣旨

- 本市では、2020年(令和2年)に、「子ども・子育て新ステージプラン(福島市子ども・子育て支援事業計画2020)」を策定し、こども・子育て支援の充実を図ってきました。
- 2021年(令和3年)6月には、こどものえがおあふれる社会を実現するため、「福島市子どものえがお条例」を制定しました。
- 2023年(令和5年)4月には、「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が個人として尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」を目指すことが国の目標と位置づけられました。
- このたび、近年のこども・若者を取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、本市におけるこども・若者施策を総合的に推進するため、「福島市子ども計画」を策定しました。

計画期間

本計画の期間は、2025年度(令和7年度)から2029年度(令和11年度)までの5年間とします。

計画の策定体制

計画の策定にあたっては、こども・若者、子育て世代などの意見を反映させるため、アンケート調査やワークショップ等を実施しました。



若者ワークショップ『福島っ子ベース』

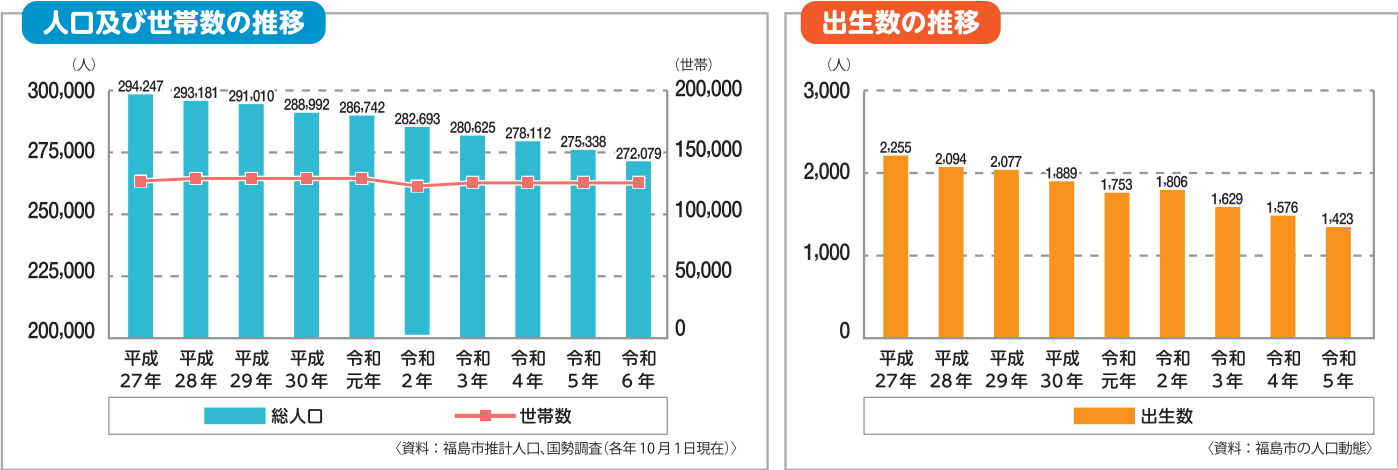
高校生から30歳未満の若者を対象として実施し、市の施策や結婚・子育てといったライフイベントに対する若者の思いや考えについて、意見交換を行いました。

	実施日時	テーマ
第1回	令和6年 7月13日(土)	『こども・子育て』について 『出会い・結婚』について 『住みたいまち福島市』について
第2回	令和6年 8月26日(月)	『共育て』について
第3回	令和7年 1月17日(金)	『若者の社会参加・活動・交流』について



統計データおよび調査結果からみる現状

本市の統計データや2024年度に実施したアンケート調査結果からみえたこども・子育てに関する主な現状は次の通りです。



18歳未満人口が減少

平成27年度 43,875人 ▶ 令和6年度 36,100人

保護者の就労状況

共働き家庭 就学前児童の保護者 69.5%
小学生の保護者 68.0%

保育所や幼稚園の利用者の増加

平成30年度 72.2% ▶ 令和6年度 84.7% (12.5ポイント増)

放課後児童クラブの利用希望

利用を希望している人 低学年 46.9%
高学年 29.5%

高校生・若者の結婚の意向

結婚を希望している人 男性 71.3%
女性 69.6%

高校生・若者の福島市への居住意向

ずっと住み続けたい人 男性 23.3%
女性 27.6%

主要課題

本計画においては、以下の7項目を主要課題と捉え、施策を推進します。

- 1 こどものいのちと権利を守り、最善の利益の確保**
 - ▶ いじめ・不登校、ヤングケアラー、児童虐待、貧困などからこどもを守る相談・支援体制の強化
 - ▶ こどもの声を聞き、こどもにやさしいまちづくりの推進
- 2 こどもが安全安心な環境の中で、様々な遊びや学び、体験ができる機会・居場所の充実**
 - ▶ 家庭を基盤としつつ、地域や学校などの様々な場所において、多様な人との関わりや遊び・学び・体験ができる機会・居場所の充実
- 3 こどもの健やかな成長を促す学びの環境整備**
 - ▶ 幼児教育・保育施設、学校・家庭・地域社会の連携の強化
 - ▶ こどもたちの「生きる力」を培い、未来を切り拓く力を育む教育の推進
- 4 若者の生活基盤の安定をはかり、就労・結婚・出産・子育ての希望を叶える**
 - ▶ 生活基盤の安定と就労・結婚の希望を叶えるための支援の充実
- 5 ライフステージを通した、安心して出産・子育てできる環境づくり**
 - ▶ 子育て世帯の経済的負担の軽減、仕事と子育ての両立支援
 - ▶ 安心して出産し、楽しくやりがいを持って子育てができる環境づくり
- 6 多様化する保育ニーズへの対応**
 - ▶ 待機児童・潜在的待機児童の縮減、多様な保育サービスの充実と質の向上
- 7 困難を抱えるこどもやその家庭への支援**
 - ▶ ヤングケアラー、障がい、外国にルーツがあるこども、育児不安を抱える家庭など、様々な困難を抱えるこども・家庭への支援の充実

基本理念

こども・若者のえがおあふれる ふくしま

～こどもファーストのまちづくり～

基本目標

基本目標 ① こどもの育ち・若者の自立を支えるまち

- こども・若者の人格や個性を尊重し、権利を保障するため、こどもの権利の理解促進を図るほか、こどもの主体性を大切にしながら、意見表明や社会参加等の促進を図られるよう、必要な施策を推進します。
- こども・若者が主体的に学び「生きる力」を育みながら成長し、夢や希望を持って自立できるよう、保育・教育環境の充実や質の向上に努めるほか、多様な体験やふれあいの機会づくりのため、遊び場・居場所づくりに努めます。
- こども・若者が多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重しながら、自己実現ができるよう、健全育成や自立支援を推進します。

基本目標 ② 安心して子育てできるまち

- 誰もが安心してこどもを産み、育てることができるよう、こどもや子育て当事者が抱える不安や悩みを気軽に相談できる体制を拡充するとともに、保育・教育の充実を図るほか、様々な分野の関係機関との連携を強化し、妊娠・出産・子育てへの支援を切れ目なく行うことができるよう、必要な支援を推進します。
- 希望する人が、希望するタイミングで、結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、生活基盤の安定、仕事と家庭の両立、孤立感・負担感を軽減し、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、子育てができる環境を整備します。

基本目標 ③ 困難を抱えるこども・若者を支えるまち

- 虐待やいじめ等の権利の侵害からこどもを守るとともに、ひとり親家庭や貧困の状況にある家庭、ヤングケアラー等、困難に直面するこども・若者、子育て当事者が幸せに暮らしていくことができるよう支援します。
- 障がいや発達の遅れ、その他の事情等により、支援や配慮を必要とするこども・若者が必要な支援を受けられるよう施策を推進します。

基本目標 ④ 地域全体で子育てを支えるまち

- 地域の中で、こどもや子育て当事者が安全で安心して暮らすことができるよう、こどもの見守り等をはじめとする生活環境の整備を図ります。
- 地域全体でこどもや子育て当事者を支える機運の醸成、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

基本施策

- こども・若者の権利の理解促進
- こども・若者の意見表明・参画の促進
- 保育・教育環境の充実と質の向上
- こども・若者の居場所づくり
- 多様な体験・ふれあいの機会づくり
- こども・若者の健全育成の推進
- 若者の自立支援の充実

- 妊娠・出産・子育てへの支援
- 多様な保育サービスの充実
- 子育て家庭等への経済的支援
- 仕事と家庭との両立支援

- 児童虐待防止対策の充実
- ヤングケアラー支援
- 不登校・ひきこもり支援
- ひとり親家庭への支援の充実
- こどもの貧困対策の推進
- 障がいや発達の遅れなどに対する支援の充実
- その他困難に直面するこどもへの支援

- 安心・安全な子育て環境の整備
- こども・子育てに優しいまちづくり
- 子育て支援ネットワークづくり

主な事業

- 子どものえがお条例の普及啓発
- こども・若者の意見表明の機会の創出
- 特色ある幼児教育・保育の推進
- 福島型個性をのばす教育の推進
- こむこむ館再整備
- ふくしまこどもベース(こどもの基地)構想の推進
- プレコンセプションケア事業の推進
- 結婚等への意識の啓発 など

- 相談体制(こども家庭センター・えがお)の充実
- 産前・産後サポート事業の推進
- インクルーシブ教育・保育の推進
- 保育士等の人材確保
- 多子世帯の利用料助成
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) など

- 相談体制(こども家庭センター・えがお)の充実
- ヤングケアラーの早期発見と早期支援
- 不登校対策支援パッケージ事業の推進
- ユースプレイス自立支援事業の推進
- 障がいのある児童の受入体制の整備(保育施設等)
- こども・若者の自殺対策
- 外国にルーツのあるこどもへの支援 など

- 子どものえがお条例の趣旨に基づくアクションプランの実施
- 子育て・イベント情報発信の強化
- 子育て支援ボランティア等への支援
- こども110番ひなの家の周知と充実 など

計画を推進するための視点

- こども・若者が、安心して生きていくことができ、かつ、一人の人間として尊重されること
- こども・若者が、健やかに育つためにこどもの幸せが追求され、自己肯定感が育まれる環境が整えられること
- こども・若者が、必要な支援を受けることにより、社会で生活する能力を身に付けること
- こども・若者が、一人ひとりの個性及び可能性を伸ばすことができる環境が整えられること
- 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携協力して継続的に行われること

幼児教育・保育施設の整備・充実

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業における計画期間中の需要量の見込みとサービス提供体制の確保方を次のとおり定め、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ります。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の需要量の見込みと確保方策

(単位:人)

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,715	1,635	1,516	1,443	1,382
② 確保目標量	3,041	3,017	3,017	3,017	3,017

■ 保育施設（認定こども園、認可保育施設等）の需要量の見込みと確保方策

(単位:人)

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5,843	5,674	5,487	5,385	5,299
2号認定	3,080	2,999	2,837	2,757	2,692
3号認定	2,763	2,675	2,650	2,628	2,607
0歳	580	579	579	578	579
1歳	1,045	1,004	992	982	971
2歳	1,138	1,092	1,079	1,068	1,057
② 確保目標量	6,337	6,436	6,436	6,436	6,436
2号認定	3,421	3,484	3,484	3,484	3,484
3号認定	2,916	2,952	2,952	2,952	2,952
0歳	679	684	684	684	684
1歳	1,056	1,072	1,072	1,072	1,072
2歳	1,181	1,196	1,196	1,196	1,196
差引 ②-①	494	762	949	1,051	1,137

● 教育・保育給付認定区分

認定区分	対象となる子ども
1号認定	3歳から小学校就学前であって教育を希望することも
2号認定	3歳から小学校就学前であって保育の必要性があるこども
3号認定	満3歳未満であって保育の必要性があるこども

地域子ども・子育て支援事業の推進

子ども・子育て支援法に基づき、次の地域子ども・子育て支援事業を推進し、切れ目ない子育て支援に努めます。

事業名	事業の内容	ニーズ量の見込み 令和11年度
利用者支援事業	子育てコーディネーター・保育アテンダントを配置し、子育て支援の情報提供及び相談、助言を実施します。	4箇所
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターにおいて、在宅で子育てをする家庭の育児相談や親子の交流の場の提供などを行います。	69,062人

事業名		事業の内容	ニーズ量の見込み 令和11年度
乳児家庭全戸訪問事業		生後4か月頃の乳児の家庭を対象に、こんには赤ちゃん応援隊や保健師等が訪問し、子育てを支援します。	1,235人
養育支援訪問事業		養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、指導、助言等を行います。	192人
子育て短期支援事業		保護者が疾病、出産、育児疲れなどにより、一時的に家庭で養育が困難となった場合に、児童養護施設等でのこどもの一時的な預かりを行います。	274人
一時預かり事業	①幼稚園型	幼稚園において教育時間以外の時間帯や長期休みの期間中にこどもを預かります。	117,708人
	②一般型	保育所等において、在園していないこどもを一時的に預かります。	4,397人
延長保育事業		保育所等において在園児を対象に、通常の保育時間を延長して保育を実施します。	878人
病児・病後児保育事業		病気治療中や回復期で、家庭での保育が困難なこどもを病院や保育所の専用スペースで一時的に保育します。また、保育所等において保育中に体調不良となったこどもへの緊急対応を行います。	2,616人
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		保育所等に入所していない6ヵ月から満3歳未満のこどもに、保育所等において適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談や子育てについての情報提供、助言、その他の援助を行います。	37人／日
実費徴収に係る補足給付事業		幼稚園や保育所における食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。	133人
妊婦健康診査		妊娠健康診査等にかかる費用について、最大15回まで助成します。	18,195人
ファミリーサポートセンター事業		育児の援助を依頼したい保護者と育児を援助できる方との相互援助活動に関するマッチング等を行います。	4,109人
放課後児童健全育成事業		保護者が昼間家庭にいない小学生を、放課後や長期休業期間中に預かり支援育成を図ります。	3,974人
子育て世帯訪問支援事業		訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	344人
児童育成支援拠点事業		虐待や不登校など、大きな課題を抱え、家庭や学校に居場所がない学齢期の児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成やサポート等包括的な支援を行います。※今後、実施の在り方を検討します。	—
ペアレント・トレーニング（親子関係形成支援事業）		こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とそのこどもに対し、情報の提供や相談・助言を実施することで親子間における適切な関係性の構築を図ります。	16人
産後ケア事業		出産直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。	419人